

# 石川県公報

令和6年6月25日(火曜日)

号 外

(第38号)

## 目 次

条 例			
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	1	○石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例 (医療対策課)	9
○石川県職員定数条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	2	○石川県手数料条例及び石川県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例 (薬事衛生課)	9
○石川県税条例等の一部を改正する条例 (税務課)	3	○いしかわ動物愛護センター条例 (同)	10
○本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同)	7	○石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例 (女性活躍・県民協働課)	12
		○令和六年能登半島地震復興基金条例 (創造的復興推進課)	12

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第二十九号

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第十号中「本庁農林水産部若しくは土木部又は農林水産部若しくは土木部の出先機関に勤務する」、「豪雨等」及び「及び知事がこれらの作業に相当すると認める作業」を削り、同条第二項第七号(中「七百十円」)の下に「(大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円)」を加え、同号(三)を削り、同項第八号中「額」の下に「(大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号に掲げる場合に該当する場合における第一項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

1 同一の日に第一項第一号から第六号までに掲げる二以上の作業に従事した場合 作業一日につき五百円を超えない額

2 同一の日に第一項第十号及び第十一号に掲げる作業に従事した場合 作業一日につき、当該

作業のうちいずれか高い額の定めのある作業に応じた額

第十三条第一項ただし書を削り、同項第一号を次のように改める。

- 1 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における遭難者等の捜索救助、災害警備その他の危険又は困難を伴う救援等（以下「遭難者等の捜索救助等」という。）の作業

第十三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第一号を次のように改める。

- 1 前項第一号に掲げる作業 八百四十円（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）

第十三条第二項第二号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、警察職員が、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき設定された警戒区域（知事がこれに準ずると認める地域を含む。）における作業又は二日以上の上記の引き続く期間における人命救助の作業に従事した場合における第一項第一号の手当の額は、前項第一号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。

附則第十一項中「同条第二項第一号の規定の適用については、同号中「八百四十円」とあるのは、「八百四十円」を「遭難救助等作業手当の額は、同条第二項第一号の規定にかかわらず、同号に定める額」に、「額」を「額」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。  
（特殊勤務手当の内払）
- 2 新条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、新条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

石川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

#### 石川県条例第三十号

石川県職員定数条例の一部を改正する条例

石川県職員定数条例（昭和三十四年石川県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「千五百三十六人」を「千二百九十一人」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の一項を加える。  
(令和六年能登半島地震に係る知事の事務部局の職員の定数の特例)

- 2 令和六年能登半島地震からの復旧及び復興に係る業務に従事させるため、知事の事務部局の職員の定数は、第二条第一項第一号の規定にかかわらず、当分の間、同号に定める数に二百人を加えた数とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第三十一号

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和三十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「質問し、又は検査を行なう」を「質問、検査又は物件(その写しを含む。以下この条において同じ。)の提示若しくは提出の要求を行う」に、「質問し、又は検査若しくは捜索を行なう」を「質問、検査、物件の提示若しくは提出の要求又は捜索を行う」に、「においては、」を「には」に、「調査を行なう場合においては」を「調査を行う場合には」に改める。

第五十七条第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に、「によつて」を「により」に改める。

第四百四十四条の十一第二項中「第十一条の九第二項」を「第十一条の十第二項」に改める。

附則第七条第七項中「附則第十三条の三第十項」を「附則第十三条の三第十二項」に改める。

附則第九条の三第二項中「附則第十八条の七」を「附則第十八条の七第一項」に改める。

附則第九条の四第一項中「(第四項)」を「(法附則第三十五条の四の二第四項)」に、「同条第四項」を「法第四十五条の二第四項」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第四項中「第十五項」を「第十七項」に改める。

附則第十条の二の二を附則第十条の二の三とし、附則第十条の二を附則第十条の二の二とし、附則第十条の次に次の一条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

第十条の二 第五十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは、「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社

の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第六条に規定する金額をいう。)が十億円を超えるものを除く。)とする。

附則第十二条の四第一項の表第一号中「船舶の使用者」を「船舶(令附則第十条の二の二第一項に規定する船舶を除く。)の使用者」に改め、同表第二号中「附則第十条の二の二第一項各号」を「附則第十条の二の二第二項各号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「まで」との下に「、第五百三十一条の十二中「国の行政機関の長」とあるのは「国の行政機関の長又は附則第十二条の四第一項の表第二号に規定するオーストラリア軍隊」とを加え、同条第五項中「附則第十条の二の二第十一項」を「附則第十条の二の二第十二項」に改める。

附則第二十条の二を削る。

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第四十一条の二中「及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第六条又は附則第四条第一項の規定により知事の認可を受けた同法第二条第一項第一号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第五十五条第一項第一号ロ中「並びにこれらの法人」を「(以下ロにおいて「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「(所得等課税法人以外の法人のうち法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)及び(2)に掲げる法人に該当するものを除く。)」を加える。

第六十七条の二第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第二条の三第二項中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「法人を」を「者を」に、「以下この条」を「次項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第四十条第一項第二号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が二以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)を前項に規定する個人とみなして同項の規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する同項に規定する財産に係る県民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その県民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。

附則第十条の二の三を附則第十条の二の四とし、附則第十条の二の二を附則第十条の二の三とし、附則第十条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(事業税の納税義務者等の特例)」を付し、同条中「附則第六条」を「附則第五条の七」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の二の二 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一

部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に法附則第八条の三の四第一項に規定する認定特別事業再編事業者が、同項に規定する特別事業再編のための措置（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十八項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）及び法附則第八条の三の四第一項に規定する五年以内株式等取得等法人（以下この条において「五年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第五十五条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（産業競争力強化法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第五十五条第一項第一号口中「掲げる法人に該当するもの」とあるのは、「掲げる法人に該当するもの（附則第十条の二の二に規定する対象法人及び同条に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

（石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 石川県税条例の一部を改正する条例（平成十九年石川県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石川県税条例第百四十四条の十一第一項の改正規定 令和七年一月一日

二 第一条中石川県税条例第五十七条第一項の改正規定並びに同条例附則第十条の二の二を附則第十条の二の三とし、附則第十条の二を附則第十条の二の二とし、附則第十条の次に一条を加える改正規定並びに同条例附則第十二条の四第一項及び第五項の改正規定並びに附則第三項、第四項、第八項及び第九項の規定 令和七年四月一日

三 第二条（次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五項及び第六項の規定 令和八年四月一日

四 第二条中石川県税条例第六十七条の二第一項の改正規定及び第三条の規定並びに附則第七項

の規定（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日

五 第二条中石川県税条例第四十一条の二の改正規定並びに同条例附則第二条の三第一項及び第二項の改正規定並びに次項の規定（前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（個人の県民税に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における前項第五号に掲げる規定による改正後の石川県税条例第四十一条の二の規定の適用については、同条中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（法人の事業税に関する経過措置）

3 第一条の規定による改正後の石川県税条例（次項及び附則第八項において「七年新条例」という。）附則第十条の二の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「二号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 二号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和六年三月三十日（以下この項において「適用日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第一条の規定による改正前の石川県税条例（附則第九項において「旧条例」という。）第五十五条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、適用日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、適用日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る七年新条例附則第十条の二の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の日の前日から石川県税条例等の一部を改正する条例（令和六年石川県条例第三十一号）附則第四項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

5 第二条の規定による改正後の石川県税条例（次項において「八年新条例」という。）第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに附則第十条の二及び第十條の二の二の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 八年新条例第五十五条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下この項及び次項にお

いて「改正法」という。) 第三条の規定による改正後の地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二第一項第一号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する改正法附則第八条第二項に規定する令和八年度分基準法人事業税額(以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。)が、改正法附則第八条第二項に規定する比較法人事業税額(以下この項において「比較法人事業税額」という。)を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する改正法附則第八条第二項に規定する令和九年度分基準法人事業税額(以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。)が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

(地方消費税に関する経過措置)

- 7 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の石川県税条例第六十七条の二第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に効力が生ずる改正法附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託(公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可(以下この項において「移行認可」という。)を受けた信託を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 8 七年新条例附則第十二条の四第一項(同項の表第一号に係る部分に限る。)の規定は、二号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、二号施行日以前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 9 二号施行日前に旧条例附則第十二条の四第二項において準用する旧条例第三百三十一条の十第一項に規定する免税軽油使用者証又は旧条例第三百三十一条の十一第一項の規定により交付を受けた免税証(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和六年政令第三百三十七号)による改正後の地方税法施行令(昭和三十五年政令第二百四十五号)附則第十条の二の二第一項に規定する船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係るものに限る。)に係る旧条例附則第十二条の四第二項において準用する旧条例第三百三十一条の十第四項又は第三百三十一条の十一第八項に規定する有効期間が二号施行日以後に満了する場合には、これらの規定にかかわらず、当該有効期間は令和七年三月三十一日に満了したものとみなす。

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援のた

めの県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第三十二号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。」の下に「及び特定業務児童福祉施設(同号に規定する特定業務児童福祉施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、「及び当該特定業務施設」を「並びに当該特定業務施設及び当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設」に改める。

第二条中「特定業務施設の用」を「特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用」に改め、同条第一号中「特別償却設備を」を「特別償却設備(特定業務施設の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)」を「特別償却設備(特定業務施設の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)」に改める。

(過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例(令和三年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の規定及び第三条の規定による改正後の過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和六年四月一日から適用する。
- 3 第二条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和六年四月十九日から適用する。

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第二条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第一条の規定は、令和六年四月十九日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三十三号

石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例

石川県国民健康保険条例(平成二十九年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県手数料条例及び石川県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三十四号

石川県手数料条例及び石川県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

(石川県手数料条例の一部改正)

第一条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表七の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同項1中「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項2中「第十条第五項」を「第六条第三項」に、「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項3中「第十条第六項」を「第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

(石川県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第二条 石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を削り、同項第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第四号」を「(同条第二項の規定により麻薬とみなされる物を含む)、同条第一項第四号」に、「同

条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第一項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

第十条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

第十五条第一項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

第十六条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

いしかわ動物愛護センター条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第三十五号

#### いしかわ動物愛護センター条例

##### (設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定により、県民の動物の愛護に関する精神の高揚及び動物の適正な飼養に関する知識の普及を図り、人と動物の共生する社会の実現に寄与するため、いしかわ動物愛護センター（以下「センター」という。）を河北郡津幡町に設置する。

##### (使用の承認)

第二条 別表に掲げる施設（以下「ドッグラン等」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、ドッグラン等を使用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。

- 1 センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

##### (使用料)

第三条 知事は、前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）から、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、知事は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

(使用料の減免)

第四条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第五条 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が返還することを相当と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第六条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第七条 知事は、使用者が次のいずれかに該当するときは、第二条第一項の承認を取り消し、又はドッグラン等の使用を停止させることができる。

- 一 偽りその他不正の手段により第二条第一項の承認を受けたとき。
- 二 第二条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 承認の条件に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- 四 前条の規定に違反したとき。

2 知事は、センターの管理上の必要によりやむを得ないときは、第二条第一項の承認を取り消し、又はドッグラン等の使用を停止させることができる。

(損害賠償)

第八条 知事は、使用者がセンターの施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償させることができる。

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第二条、第三条関係)

区 分		単 位	金 額
ドッグ ラン	専用使用に 供する部分	犬の数が五頭 以下で使用す る場合	一時間につき  一、〇〇〇円
		犬の数が六頭 以上で使用す る場合	一時間につき  一、〇〇〇円に五頭を超え る犬の数に三〇〇円を乗じ て得た金額を加算した金額
	共同使用に供する部分	一頭一時間につき	三〇〇円

二 研修室	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日	午前	一、五〇〇円
		午後	二、〇〇〇円
		全日	四、〇〇〇円
	その他の日	午前	一、一〇〇円
		午後	一、六〇〇円
		全日	三、一〇〇円

備考

- 一 「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは午後一時から午後五時まで、「全日」とは午前九時から午後五時までをいう。
- 二 一の項に掲げる施設の使用時間に一時間未満の端数があるとき、又はその全時間が一時間未満であるときは、その端数時間又は全時間を一時間に切り上げる。
- 三 二の項に掲げる施設の使用時間が午前、午後又は全日の時間に満たないときの使用料は、当該午前、午後又は全日の使用料とする。
- 四 一の項に掲げる施設の使用時間が正午から午後一時までのときは、午後の使用料を時間割して計算した額を使用料に加算する。この場合において、加算の対象となる使用時間が一時間未満であるときは、全時間を一時間に切り上げる。

石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三十六号

石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例

石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例(令和二年石川県条例第三十八号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年能登半島地震復興基金条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三十七号

## 令和六年能登半島地震復興基金条例

## (設置)

第一条 令和六年能登半島地震からの復旧及び創造的復興に要する経費の財源に充てるため、令和六年能登半島地震復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第五条において「予算」という。）において定める額とする。

## (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

## (繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

## (処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

## (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

